

# 富山市入札公告第151号

## 入札公告

市有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月1日

富山市長 藤井裕久

### 1 入札に付する公有財産

- (1) 所在地 富山市新桜町7番1 富山市役所本庁舎
- (2) 面積 97.053m<sup>2</sup>

場所	面積 (m <sup>2</sup> )
店舗	77.718
自動証明写真機置場	0.975
エアコン室外機置場	10.710
ごみ置場等	7.650
計	97.053

- (3) 入札予定価格（年額の税抜価格） 3,000,000円

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の適用を受けている者でないこと。
- (3) コンビニエンスストアの企画及び運営のノウハウを有するコンビニエンスストア運営会社（チェーン本部）であること。
- (4) 良質な商品、商品開発及び優良なサービスを提供できるノウハウと実績（富山県内に3年以上の出店経験）を有すること。
- (5) 富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 市町村税及び国税を滞納していない者であること。

### 3 貸付に関する条件

#### (1) 用途

貸付物件は、コンビニエンスストアの店舗経営の用に供すること。

#### (2) 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

なお、契約期間には、コンビニエンスストアの開設に伴う工事、設備の設置、開店準備及び閉店に伴う原状回復に要する期間を含む。

#### (3) 貸付料

最低貸付料年額3,000,000円以上で、入札により決定した額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

#### (4) その他の経費

コンビニエンスストア店舗の経営並びに機器の設置及び撤去等に必要となる一切の費用は、全て借受人の負担とする。

#### (5) 使用上の制限等

契約期間中は、次の事項を順守すること。

ア 貸付契約に基づく賃借権を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

イ 貸付物件をコンビニエンスストアの店舗経営以外の用に供さないこと。

#### (6) 借受人の義務

契約期間中、借受人は次に定める義務を負う。

ア 善良なる管理者の注意を持って貸付物件を使用すること。

イ 貸付物件を使用して行う店舗の経営に伴う一切の責任を持つこと。

ウ 本市が、貸付物件の管理に当たり必要な事項を借受人に通知したときは、その事項を順守すること。

#### (7) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 「3 貸付に関する条件」に規定する(5) 使用上の制限等及び(6) 借受人の義務に違反したとき。

- イ 貸付物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- ウ 契約締結後に、借受人が「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる要件を満たしていないこと又は満たさなくなつたことが判明したとき。
- エ 借受人が本市が指定する期限までに貸付料を支払わなかつたとき。

#### (8) 損害賠償

- ア 借受人がその責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- イ アのほか、借受人が契約の不履行その他の事由により本市に損害を与えたときは、借受人は、賠償金として損害額に相当する額を本市に支払わなければならない。

#### (9) 原状回復

借受人は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、直ちに自己の負担により貸付物件を現状に回復し、返還しなければならない。ただし、本市が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りでない。

### 4 入札に関する情報を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和7年12月1日から同年12月25日までの8時30分から17時15分まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

- (2) 場所 富山市財務部管財課庁舎管理係（富山市役所西館4階）

### 5 入札参加の申請

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び市長が指定する書類について、次のとおり提出しなければならない。なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和7年12月25日正午必着とする。

- (1) 期間 令和7年12月1日から同年12月25日までの8時30分から17時15分まで（休日を除く。）

- (2) 提出先 富山市財務部管財課庁舎管理係（富山市役所西館4階）

#### (3) 提出書類

- ア 富山市役所本庁舎内コンビニエンスストア入札参加申請書（様式

## 第1号)

- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 富山県内の業務実績表（様式第3号）
- エ 現在事項全部証明書及び法人の概要が分かる資料
- オ 提出書類一覧表（様式第4号）
- カ 印鑑証明書
- キ 納税証明書（市町村税及び国税）

## 6 入札並びに開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月16日午前11時
- (2) 場所 富山市役所東館4階入札室

## 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額（税抜）の1割以上の額の現金又は富山市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手（振出日から5営業日以内のもの。）を入札執行前までに納めなければならない。

なお、落札者の入札保証金は、当該落札者からの同意を得て契約保証金に充当する。

## 8 落札者の決定

入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格である者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 9 契約保証金

落札者の契約保証金（「7 入札保証金」の規定により、契約保証金に充当された入札保証金）は、全額を貸付料に充当する。

## 10 入札の無効

富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第12条各号に掲げる入札及び「富山市物品購入等、清掃及び設備保守点検等業務委託入札心得」に規定する事項に違反した入札は、無効とする。

## 11 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内（休日は算入しない。）に契約を締結しなければならない。当該期間内に契約を締結しない場合、落札者

としての権利を失うとともにに入札保証金は返還しない。

## 1 2 貸付料の支払

落札者は、本市が指定する方法により、本市が指定する期限までに貸付料を支払わなければならない。

## 1 3 その他

(1) その他詳細は、富山市役所本庁舎内コンビニエンスストア出店者入札要項による。

(2) 問合せ先

富山市財務部管財課庁舎管理係

電話 076-443-2117